

一般投資家から特定投資家への移行の期限日に関するご案内

UBS 証券株式会社（以下「当社」）へのお申出により、一般投資家から特定投資家へ移行されたお客様の期限日につきまして、金融商品取引法第34条の3第2項、同法第34条の4第4項、金融商品取引業等に関する内閣府令第58条及び同内閣府令第63条に基づき、下記のとおりご案内いたします。

第1 期限日

一般投資家から特定投資家へ移行されているお客様の移行の期限日（以下「期限日」といいます。）は、お客様が当社から受領された特定投資家への移行に関する承諾に関する同意書内に記載されている承諾日の日付（以下「承諾日」といいます。）によって異なります。

期限日は、それぞれ、当社が定める下記【表1】の①から③の日のうち、承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日となります。承諾日と期限日の対応関係につきましては、下記の【表2】をご参照下さい。

【表1】当社が定める「一定の日」

- | |
|-----------------------------------|
| ①2008年8月31日 |
| ②2009年以降の毎年2月28日
(※うるう年も同じです。) |
| ③2009年以降の毎年8月31日 |

【表2】承諾日と期限日の対応関係

承諾日	期限日
毎年1月1日～2月28日	同年の8月31日
毎年2月29日～8月31日	翌年の2月28日
毎年9月1日～12月31日	翌年の8月31日

なお、「対象契約の属する契約の種類」ごとに承諾日が異なることにより、「対象契約の属する契約の種類」ごとに期限日が異なる可能性がありますので、承諾日をよくご確認いただきますようお願い申し上げます。

第2 期限日後のお取り扱い

一般投資家から特定投資家に移行されたお客様につきましては、期限日の後、当社が対象契約の締結の勧誘又は締結をする際、一般投資家としてのお取り扱いとさせていただきます。

第3 期限日後における特定投資家への移行の継続についてのご案内

期限日後の当社による対象契約の締結の勧誘又は当社との対象契約の締結をする場合においても、お客様の申出から当社の承諾の一連の手続を経ることにより特定投資家への移行を継続することが可能になっております。

期限日後も引き続き特定投資家としてのお取り扱いを希望されるお客様は、改めて一般投資家への移行に関する申出書を提出していただく必要がございます。このお申出は、期限日前でも可能となっております。

なお、当社は、上記の記載により、特定投資家へ移行されているお客様に、特定投資家への移行の継続をお勧めするものではありませんので、ご了解ください。また、期限日以前に申出書をご提出していただいた場合でも、法令の定めにより、一般投資家のお客様の特定投資家への移行（の継続）に関する当社の承諾はそれぞれのお客様の期限日以降に行われることとなるほか、当社の再審査の結果、お客様に対する特定投資家への移行の承諾を控えさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

ご質問・ご不明な点に関しましては、お客様の営業担当者にご連絡ください。

以上